客観学から主体学へ

今の学問には、論理的に超えていない壁がいくつかある。

本稿はそれらの壁を超えるべく、山田 学が今の学問の<u>論理的な最先端に挑む</u>論文である。(「認識と労働」A4 12枚白黒印刷)

たいへん短いが、本質の論理こそは単純なのであり、これらの問題を深く考えてきた人 こそが、本稿の<u>意義</u>を深く理解できるであろう。

そして 本稿の中のわりと多くの字数により

山田が大学生時代からそれなりに親しんできた、KJ 法について、学問的な規定を試みた。

山田が 1979 年~ 1989 年 (23 歳~ 33 歳) の 10 年間あまり KJ 法本部主催の各種イベントの委員を続けたことは事実である。

KJ 法は企業界などにたとえば「日本的経営」の要素として広く関心をもたれた時期がある。しかし、創始者である民族学者の川喜田二郎先生の願いは、それらをも尊重しつつ、次元の異るところにあったように想う。川喜田先生はまず、KJ 法をめぐり新しい学問運動が必要であるとして、「KJ 法学会」というイベントを積み重ねてきた。「日本創造学会」という学問運動にも深く貢献した。若かった山田もそれらの動きにほれこみ、学問について広範な視野をもつようになった。研究発表の練習の場もあたえていただいた。本稿はようやくにして可能となった、山田のひとつの解答でもある。

山田は今後、 \underline{JOMON} あかでみぃの縄文るねっさんすのためにこそ、 \underline{KJ} 法をまったく地道にしかしまったく本質的に活用していくであろう。それは何年かかることなのか予想できないが、新しい虫発点には立った。

[KJ法をめぐる知的所有権に関する註] KJ法はKJ法本部・川喜田研究所(東京都目黒区碑文谷6-14-6) の登録商標です。これのみでなくKJ法本部・川喜田研究所はKJ法をめぐる著作権・商標権を厳格に管理しておられます。/JOMONあかでみいはKJ法について論じることはあっても解説したり指導したりすることはありません。本稿も解説や指導の意図はありません。/KJ法を学びたい方は必ず川喜田二郎先生の著作に学んでください。研修および知的所有権に関してはKJ法本部・川喜田研究所の指示に従ってください。